

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

平成18年4月改定関係Q & A（Vol. 6）の送付について

計8枚（本送信票除く）

vol. 117

平成18年7月3日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。〕

事務連絡
平成18年7月3日

都道府県介護保険主管課(室)御中

厚生労働省老健局振興課

平成18年4月改定関係Q&A(Vol. 6)の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、平成18年4月改定関係Q&A(Vol. 6)を作成しましたので、送付いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

照会先 厚生労働省老健局振興課基準係 法令係 TEL 03-5253-1111(内線 3983、3937) FAX 03-3503-7894
--

平成18年4月改定関係 Q&A (Vol.6)

本 Q&A は、訪問介護、指定の更新に係わる質問事項を中心に取りまとめたものである。

【訪問介護】

1

(1) 特定事業所加算の算定要件の一つである訪問介護事業者が実施する健康診断の取り扱いはどうなるのか。

(2) 上記の健康診断をパート従業員が自己の希望により自己負担で保健所等において受診した場合や定期的に受診する場合の取り扱いはどうなるのか。

(答)

(1) 特定事業所加算の算定要件の一つである健康診断は、訪問介護事業者が実施する健康診断は労働安全衛生法と同等の定期健康診断である。したがって、当該健康診断については、労働安全衛生法により定期的に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、訪問介護事業者が少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施した場合に特定事業所加算の対象となる。

(2) なお、従業者が事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受診することを希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出した場合は、健康診断を受

診したものとして取り扱って差し支えない。この取扱いについても労働安全衛生法と同様である。

【通所介護】

2 機能訓練指導を行わない日についても機能訓練指導員を1名以上配置しなくてはならないのか。

(答)

通所介護事業は、必要な機能訓練を行うこととしており、機能訓練指導員を1名以上配置する必要がある。

ただし、機能訓練指導員は、提供時間帯を通じて専従する必要はなく、機能訓練指導を行う時間帯において、機能訓練指導のサービスの提供に当たる機能訓練指導員を1名以上配置する必要がある。

なお、機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができることとしているほか、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員または介護職員の兼務を認めているところである。

【指定の更新】

3 基準該当サービス事業者についても指定の更新を行う必要はある

のか。

(答)

基準該当サービスについては、指定居宅サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について市町村がそのサービスを保険給付の対象とすることとしているサービスであるので、そもそも指定という概念も存在しないことから指定の更新も不要である。

4 平成14年3月31日以前に指定を受けた事業者の指定更新の経過措置、政令附則第7条の解釈について、以下の考えで良いか？

平成13年2月1日指定の場合

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において

応当する日…平成20年2月1日

1年を経過する日…平成21年1月31日

と解釈し、平成21年1月31日までに更新を受けることになるのか。

(答)

上記の考え方でよい。経過措置を定めたものであり、以下の参考のと

おり順次更新手続が行われるよう配慮されたい。

なお、平成 18 年 2 月のブロック会議資料943頁の Q&A 問10において「平成 14 年 3 月 31日以前に指定を受けた事業者については、平成 20 年 3 月 31日までを指定の有効期間とし、それまで更新を行う」という異なった解釈を示していたが、下記参考のとおり修正した上で対応願いたい。

(参考1) 指定を受けた事業者の指定更新の取扱いについて

① 平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日までに指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から 8 年間

※ 平成 12 年 4 月 1 日以前に指定を受けた事業者については平成 12 年 4 月 1 日より指定を受けたものとみなす。

② 平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日までに指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から 7 年間

③ 平成 14 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までに指定を受けた場合

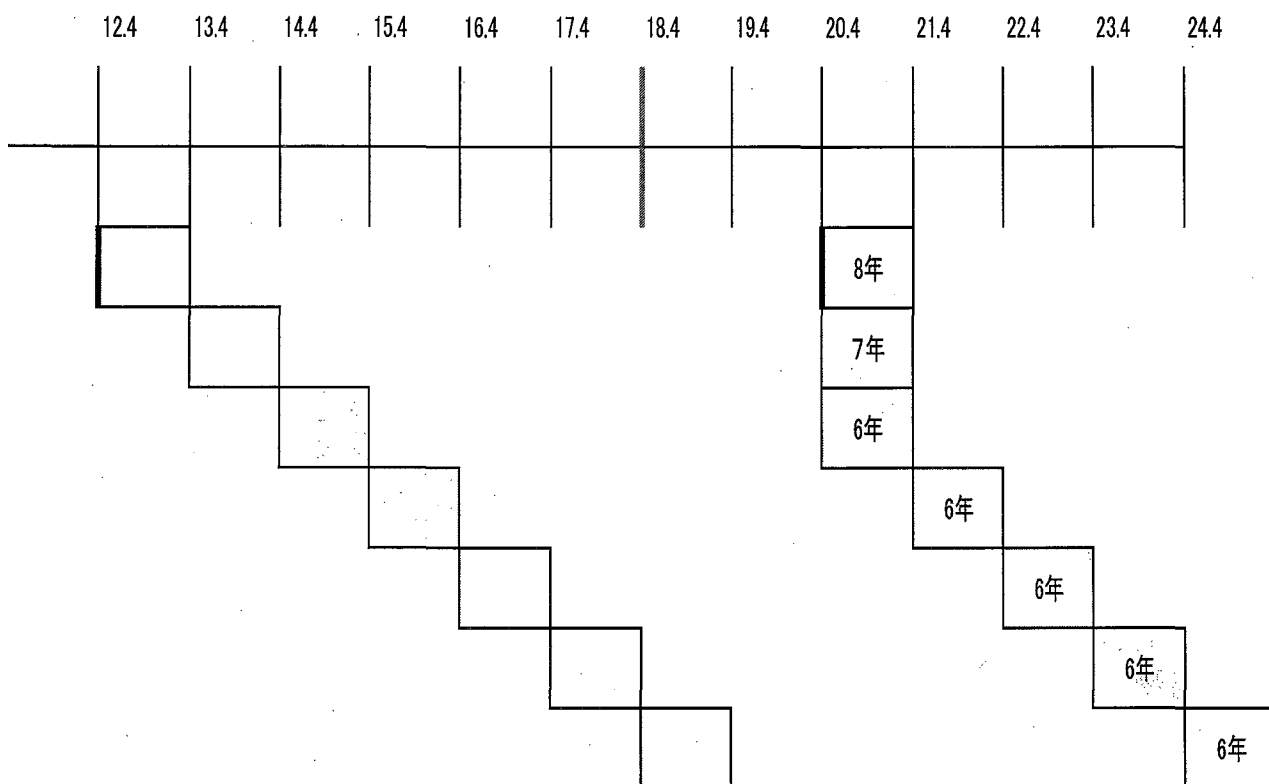
最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から 6 年間

※ (①～③までの事例が経過措置である。なお、2 回目以降の更新は 6 年ごとに受けることになる)

④ 平成 18 年 4 月 1 日以降に指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から 6 年間

事業者の指定更新に関する経過措置のイメージ



12年4月1日から14年3月31日……19年4月1日から20年3月31日までに応答する日から1年

14年4月1日以降…指定を受けた日から6年

※たとえば12年4月1日に指定を受けた事業者の更新期限は、20年3月31日までとなる。

(参考条文)

介護保険法施行令附則

(指定又は許可の有効期間の経過措置)

第七条 平成十七年改正法附則第十条又は附則第三条若しくは第五条の規定により新法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、介護保険法(以下「法」という。)第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは新法第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた者の当該指定又は許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第七十条の二第一項(新法第七十八条の十一、第一百五十五条の十、第一百五十五条の十九及び第一百五十五条の二十八において準用する場合を含む。)、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第一百七十条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)第三条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年(平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、当該指定又は許可を受けた日に相当する日から一年)を経過する日まで」とする。

【指定事務】

5 平成15年に指定取消を受けた居宅サービス事業者が平成18年4月に再度申請を行う場合に過去の指定取消の事由により指定を拒否することはできるのか。

(答)

法附則第8条により、改正法施行前の行為に基づく処分は、施行日後の事業者の指定、指定更新及び指定取消等の事由に含めないものとしている。よって、今回の再申請の内容をもって判断することになる。